



# 埼玉県報

第 2 6 4 5 号  
平成26年11月11日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [高速液体クロマトグラフ及びタンデム四重極型質量分析装置に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系受変電設備改築工事に関する入札公告\(入札課\)](#)

## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六 八三

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第五選考の対象となる職に、「三十四 病院薬剤師の職」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯能市体育協会

三 代表者の氏名

秋澤 稔

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字阿須八百十二番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、飯能市民並びに近隣住民に対し、体育・スポーツの振興、健康体力づくり、競技力の向上に関する事業を行い、スポーツの健全な普及発達に努め、明るく健康的なまちづくりとスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人全国福島県人友の会
- 三 代表者の氏名  
佐藤 純俊
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南三丁目一番四号杉戸住宅六 四百三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、基本理念を実現するため、全国に避難している原発被災福島県民個人・団体等を、中・長期的に支援する。併せて、会員相互の交流を深め、会員の社会的・経済的・文化的地位の安定と向上を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百六十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ及びタンデム四重極型質量分析装置 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成27年3月13日(金)

### (4) 納入場所

埼玉県農林総合研究センター 本館2階

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 廣瀬 電話048-830-5778(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年12月24日(水)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年12月22日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年12月24日(水)午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成26年12月24日(水)午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年12月4日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年11月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。



(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

High Performance Liquid Chromatograph and a Tandem Quadruple Mass Spectrometer, One Complete Set

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Wednesday, December 24, 2014, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday December  
22, 2014

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Wednesday December 24, 2014

## 告示

埼玉県告示第千四百六十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市三峰字桂平三〇七の一、三〇七の二、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一、三〇九の三、三一〇の一、三一〇の三、三一一の一、三一一の三、三一二の一、三一二の二、三一三の一、三一三の二、三一四の一、三一四の三、三一五の一、三一五の三、三一六の一、三一六の三、三一七の一、三一七の三、三一八、三二一から三二七まで、三一八・三二〇・三二八・三二九の一・字豆栃川原三五七の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字天狗杉三五三から三五六まで

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 変更後の指定施業要件

#### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

## 一 許可番号

平成二十六年十一月五日

指令川建セ第二六〇〇四八一号

## 二 検査済証番号

平成二十六年十月六日

川建セ第二六〇一〇四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字本村百三十一番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市中原町一丁目九番地十一

株式会社 ランドシステム 代表取締役 高橋 辰雄

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

## 一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令越建セ第二六〇〇三二〇号

## 二 検査済証番号

平成二十六年十一月五日

越建セ第三二〇一七号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面八百七十八番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年十月三十日

指令越建セ第二五〇〇八九二号

### 二 検査済証番号

平成二十六年十一月六日

越建セ第三二一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門千四百八十九番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市戸島二三五―二一

飯島 梨恵

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年十一月十一日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

## 1 工事概要等

### (1) 工事名

荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系受変電設備改築工事

### (2) 工事場所

埼玉県和光市新倉6丁目地内

### (3) 工事期間

契約確定の日から平成29年3月21日(火)まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 工事内容

水処理系受変電設備改築工事 一式

#### イ 主な機器

高圧盤 一式

コンデンサ盤 一式

コントロールセンタ 一式

その他盤類 一式

機能増設 一式

### (6) 入札見積明細書の提出を求める一般競争入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

イ 提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

ウ 落札者は、入札見積明細書に記載した資材等に係る取引が確認できる資料(契約書等の写し)を埼玉県が指定する提出先に提出すること。

エ 見積を求める資材等については、別添の入札見積明細書記載品目とする。

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成22年4月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

## 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成26年5月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電

子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成26年11月11日（火）から同年12月24日（水）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

ア 場所

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当 電話048-466-9422（直通） ファクシミリ048-466-9418

イ 受付期間

平成26年11月11日（火）午前9時から同年12月2日（火）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成26年12月26日（金）までに郵送又は宅配便により上記(1)アの提出先に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。



なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成26年11月12日(水)午前9時から同年12月2日(火)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成26年11月12日(水)午前9時から同年12月4日(木)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成26年12月9日(火)にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成26年12月16日(火)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成26年11月12日(水)午前9時から同年11月25日(火)午後3時まで(郵送の場合は、平成26年11月21日(金)必着のこと。提出期限後に到着した場合

には回答しない。)

## 8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年11月28日(金)までに電子入札システム上で掲示する。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

入札参加者は質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

## 9 入札書の提出期間等

入札書の提出期間等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書提出期間

平成26年12月19日(金)午前9時から同年12月24日(水)午後5時まで

### (2) 郵便による入札

電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

#### イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

#### ウ 提出期間

上記(1)のとおりとする。

### (3) 開札日時

平成26年12月25日(木)午前9時30分

## 10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県下水道局

建設工事共同企業体取扱要綱（平成25年4月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

#### 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

##### (1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

##### (2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成24年度及び平成25年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。

##### (3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にとっては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

##### (4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成16年4月1日から本件入札の公告日までの間に、次のア又はイのいずれかにおける水処理施設（沈砂池、送風機又は主ポンプ設備を含む。）又は汚泥処理設備に係

る電気設備（受変電設備、動力設備又は計装設備に限る。）の新設、増設、改築又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

また、その他構成員の施工実績は問わない。

ア 全体計画処理水量 50,000m<sup>3</sup>/日以上 of 下水道終末処理場

イ 全体計画処理水量50,000m<sup>3</sup>/日以上 of 浄水場

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、下水道終末処理場又は浄水場の水処理施設（沈砂池、送風機又は主ポンプ設備を含む。）若しくは下水道終末処理場又は浄水場における汚泥処理設備に係る電気設備（受変電設備、動力設備又は計装設備に限る。）の新設、増設、改築又は更新工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3,000万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2,500万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成26年10月1日施行。以下「低入札要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、

営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に埼玉県下水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

キ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者

であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

#### 12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

#### 13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となる。）。

#### 14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

#### 15 入札保証金

本工事は入札ポンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

#### (2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

#### ア 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所総務担当 電話048-466-9410（直通） ファクシミリ048-466-9418

#### イ 依頼書提出期間

平成26年11月11日（火）午前9時から同年12月19日（金）午後5時まで

#### ウ 納付期限

平成26年12月24日（水）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成26年12月24日(水)午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記(4)ア(ウ)にあっては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(4)ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成26年12月24日(水)午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成27年1月30日(金)までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等

により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

## 15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他下水道事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

## 16 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)



17 現場説明会

開催しない。

18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時の入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）及び入札見積明細書を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができな

い。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした

者がしたもの

(ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成22年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required

Incoming and Transforming Power Facilities Reconstruction for the Arakawa River Right Bank Basin Sewerage End Water Treatment Plant

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. November 12 (Wednesday) until 5 p.m. December 2 (Tuesday)

(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. November 12 (Monday) until 5 p.m. December 4 (Thursday)

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. December 19 (Friday) until 5 p.m. December 24 (Wednesday)

- (5) Date and Time of Bidding

December 25 (Thursday) at 9:30 a.m.

- (6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915